

(一社) 富山県建設業協会 殿

富山県農林水産部長

富山県農林水産部建設工事監督要領の一部改正について (通知)

平素は、本県農林水産行政について格段のご協力を賜り心から感謝申し上げます。

「富山県農林水産部建設工事監督要領」を下記のとおり一部改正し適用することとしましたので通知します。

記

- 1 改正内容  
様式第 5 2 号、様式第 6 9 号の押印欄の廃止
- 2 適用の年月日  
令和 3 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。  
また、既発注工事においても適用可能とする。

# 富山県農林水産部建設工事監督要領

平成10年4月1日  
企管第156号  
農林水産部長通知

## (目的)

第1条 この要領は、富山県農林水産部が所掌する建設工事請負約款の履行に監督に関し、地方自治法、同施行令、富山県建設工事標準請負約款、富山県会計規則及びその他の法令、規則に定めのあるもののほか必要な事項を定め、もって請負契約の適正な履行を確保することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要領に使用する用語は、次の定義によるものとする。

- (1) 所長とは、出先機関の長をいう。
- (2) 設計図書とは、図面、工事数量総括表、共通仕様書、特別仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (3) 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
- (4) 検査とは、完成検査、出来形検査及び中間検査をいう。
- (5) 段階確認とは、設計図書に示された段階又は監督員が指示した工事施工途中の段階において、監督員が立会い等により、出来形、品質、規格及び数値等を確認することをいう。
- (6) 様式とは、農林水産部所管建設工事施工に関する事務取扱要領に定める様式をいう。

## (監督員の選任)

第3条 所長は、工事の監督業務を指揮総括するものとする。

- 2 所長は、工事毎に主務1人、副主務1人の監督員を選任するものとする。選任にあたっては、工事の種類、難易度により現場経験年数等を考慮するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、所長は、工事の規模や技術的条件の簡易な場合は、1人の監督員を選任して監督にあたらせることができる。
- 4 所長は、工事の主要な部分の確認行為等を行う場合は、必要に応じて経験豊富な職員を同行させるものとする。

## (監督の技術基準)

第4条 監督員が監督を行うにあたって必要な技術基準は、別に定める共通仕様書、施工管理基準、写真撮影要領、安全施工技術指針、建設工事公衆災害防止対策要綱並びにその他工事に必要な法令及び基準によるものとする。

- 2 監督員は別に定める施工プロセスチェックリストにより監督する。

(監督業務)

第5条 監督員は、工事請負契約の円滑な履行のために文書・電子媒体等により次の業務を行うものとする。

- (1) 契約の履行についての契約の相手方（以下「受注者」という。）に対する必要な指示（工事打合簿）、協議（工事打合簿）及び提出書類の受理
- (2) 契約書に基づく工事实施のための詳細図等の作成及び受注者が作成したこれら図面の承諾
- (3) 一次下請負、二次下請負状況の確認
- (4) 契約図書に基づく工程の管理、工事の実施状況及び工事材料について別に定める段階確認（別紙「監督員段階確認及び検査員検査事項」参照）
- (5) 関連する工事の工程等の調整
- (6) 工事の内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該処置及びその他必要な事務処理
- (7) 工程上の確認事項（中間検査及び段階確認箇所等）の施工計画書への明記の指示
- (8) 検査及び工事監察の立会い
- (9) 工事成績の評定
- (10) その他所長から指示された業務及び契約図書に基づく業務等

(監督の報告等)

第6条 監督員は、前条の業務を適正に執行するため、次の事項を所長に文書、電子媒体等で報告するものとする。

- (1) 施工プロセスチェックリストの結果
- (2) 工事施工途中の段階確認の結果（確認報告書）
- (3) 工事施工前及び工事施工途中の受注者との協議で特に必要があるもの
- (4) 工事の進捗状況
- (5) 工事内容の変更を伴う確認、指示、承諾、及び協議
- (6) 受注者に対して措置請求を求めなければならない事項
- (7) 工事の施工が設計図書に不適合であり、その改善を請求しなければならない事項
- (8) 工事施工途中に発生した現場事故（現場事故報告書）
- (9) その他報告の必要と認められる重要事項

(監督に関する図書)

第7条 監督員は、次の図書（受注者から提出させた図書を含む。）及び電子情報を作成整理して監督の経緯を明らかにしておくものとする。

- (1) 指示、承諾及び協議等工事打合簿により受注者と交換した図書
- (2) 工事施工途中の検査及び段階確認等の内容を記載した図書  
中間検査・段階確認において受注者より提出された写真データ（JPEG）は、監督員が写真整理編集を行い、検査・確認写真として復命するものとする。
- (3) その他監督に使用した図書

(兼任の禁止)

第8条 監督員は、担当工事の検査員を兼ねることができないものとする。ただし、次の場合に該当するときはこの限りでないものとする。

- (1) 災害、その他異常事態の発生により監督員以外のものをその工事検査員に命ずることが困難であるとき
- (2) 維持修繕に関する工事で、工事の施工後、直ちに検査を行わなければ工事の完成等の確認が著しく困難となるとき

(雑則)

第9条 本庁で建設工事請負契約を履行する場合、所長を事業主管課長と読み替えるものとする。

- 2 事業主管課長とは、事業を所管する本庁の室課長をいう。

附 則

- 1 この要領は、平成10年4月1日から適用する。
- 2 農林水産部建設工事監督要領（平成9年3月1日 工検第143号）は廃止する。
- 3 この要領は、農林水産部の施行する生活環境部自然保護課所管の建設工事請負契約についても適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日以降の工事から適用する。

附 則

この要領は、平成17年9月1日以降の工事から適用する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日以降の工事から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日以降の工事から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日以降の工事から適用する。

附 則

この要領は、平成26年10月15日以降の工事から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日以降の工事から適用する。

附 則

この要領は、平成29年1月15日以降の工事から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日以降の工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日以降の工事から適用する。

第 1 回	課長	班長	合 議	主務	第 2 回	課長	班長	合 議	主務
年 月 日					年 月 日				
第 3 回	課長	班長	合 議	主務	第 4 回	課長	班長	合 議	主務
年 月 日					年 月 日				
第 5 回	課長	班長	合 議	主務	第 6 回	課長	班長	合 議	主務
年 月 日					年 月 日				

## 「施工プロセス」のチェックリスト

工 事 名	工 期		施 工 業 者	所 属	監 督 員 名	
	当初	年 月 日 から 年 月 日まで			当初	
	変更	年 月 日まで			変更	

「施工プロセス」チェックリストには、共通仕様書、約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に実施されているかを監督員が確認する。

用語の定義	契約後：当初契約後	変更後：工期内に行う契約変更後	完成時：工事完成時	着手前：工事着手前
	検査時：完成検査	当初：当初施工計画書	変更時：技術者変更時、施工計画書変更時	

種別	確認項目	チェックリスト一覧表	チ ェ ッ ク 欄							備 考 (指示事項及びその是正状況等)		
			着手前	施 工 中							完成時	
I 施 工 体 制 一 般	○契約工程表	01・契約締結の7日以内に契約工程表が提出された。	／ <input type="checkbox"/>	／	／	／	／	／	／	／	余裕期間制度試行工事では工事の始期に提出	
		契約後	／	／	／	／	／	／	／	／		
	○工事カルテ	02・工事カルテの申請登録は、監督員の確認を受けた上で契約締結後10日以内に行われている。(請負額500万円以上対象工事)	／ <input type="checkbox"/>	／	／	／	／	／	／	／	／	余裕期間制度試行工事では工事の始期後10日(休日を除く)以内に登録
		契約後	／	／	／	／	／	／	／	／	完成時	
	○建設業退職金共済制度等	06・退職金制度届出書が契約締結後1ヶ月以内に提出された。	／ <input type="checkbox"/>	／	／	／	／	／	／	／	／	
		契約後	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
	07・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示されている。	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
		施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	
		／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
		施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	
		／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
		施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	
	○施工体制台帳	10・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、施工体制台帳等の写しを提出した。	／ <input type="checkbox"/>	／	／	／	／	／	／	／	／	
		当初	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
		11・施工体制台帳等の写しに下請負契約書(写)及び再下請負通知書が添付されている。	／ <input type="checkbox"/>	／	／	／	／	／	／	／	／	
	当初	／	／	／	／	／	／	／	／	／		
	12・施工体制台帳等の写しに、下請との権限及び意見について申出方法等が記載されている。	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
当初		／	／	／	／	／	／	／	／	／		
13・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。		／ <input type="checkbox"/>	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
当初	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／		
14・施工体系図に記載のない業者が作業していない。	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／		
	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／		
	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時		
15・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。	／ <input type="checkbox"/>	／	／	／	／	／	／	／	／	／		
	当初	／	／	／	／	／	／	／	／	／		
16・元請負人が下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等と共によく指導している。	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／		
	当初	／	／	／	／	／	／	／	／	／		
○建設業許可標識	17・建設業の許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されている。	／ <input type="checkbox"/>	／	／	／	／	／	／	／	／		
	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時		

チェック欄には、書類・写真等での確認もしくは現場確認により、その内容が適切であれば口欄に「し」を記入する。適切でなければ、備考欄に指示事項や是正内容を記入する。(平成30年4月1日適用)

審査項目	種別	確認項目	チェックリスト一覧表	チェック欄							備考 (指示事項及びその是正状況等)	
				着手前	施工中							完成時
1 施工体制	II 配置技術者／現場代理人・監理・主任技術者	○現場代理人	18・現場代理人は現場に常駐し、工事全体の把握ができています。	／	／	／	／	／	／	／	／	
				□	□	□	□	□	□	□		
						施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	
		19・現場代理人は監督員との連絡調整を画面で行なっている。	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
			□	□	□	□	□	□	□			
						施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	
		○専門技術者	20・専門技術者を配置している。	／	／	／	／	／	／	／	／	／
				□	□	□	□	□	□	□		
						当初	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	
		○作業主任者	21・作業主任者を選任し、配置している。	／	／	／	／	／	／	／	／	／
□	□			□	□	□	□	□				
				当初	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時			
○潜水作業従事者	22・潜水作業従事者を適正に配置している。(港湾工事)	／	／	／	／	／	／	／	／	／		
		□	□	□	□	□	□	□				
				当初	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時			
○海上起重作業船団長	23・海上起重作業船団長を適正に配置している。(港湾工事)	／	／	／	／	／	／	／	／	／		
		□	□	□	□	□	□	□				
				当初	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時			
○監理技術者(主任技術者)の専任制	24・JCIS又はCORINSで資格者証情報を確認した。※JCIS又はCORINSにて確認できない場合は資格者証等の写しにて内容を確認した。	／	／	／	／	／	／	／	／	／		
		□	□	□	□	□	□	□				
						着手前	着手前	着手前	着手前		着手前	
		25・届に記載された監理技術者(主任技術者)と施工体制台帳に記載された監理技術者(主任技術者)が同一であった。	／	／	／	／	／	／	／		／	／
			□	□	□	□	□	□	□			
						着手前	着手前	着手前	着手前		着手前	着手前
26・現場に常駐していた。(専任を要する場合)	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／		
	□	□	□	□	□	□	□					
				施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時			
27・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に関わっていた。	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／		
	□	□	□	□	□	□	□					
				施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時			
28・施工に先立ち、創意工夫、又は提案をもって工事を進めている。	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／		
	□	□	□	□	□	□	□					
				施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時			
○下請者の把握	30・下請負者が県の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。	／	／	／	／	／	／	／	／	／		
		□	□	□	□	□	□	□				
				施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時			
2 施工状況	I 設計図書 の 照査等	31・約款第18条第1項第1号から第5号に基づく設計図書の照査を行い、施工がなされている。	／	／	／	／	／	／	／	／		
			□	□	□	□	□	□	□			
					着手前	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時		
	32・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を画面により提出した。	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
		□	□	□	□	□	□	□				
					着手前	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時		
	○施工計画書	33・契約後30日以内、かつ、施工(変更を含む)に先立ち、提出した。	／	／	／	／	／	／	／	／	余裕期間制度試行工事では工事の始期後14日以内、かつ、施工に先立ち提出	
			□	□	□	□	□	□	□			
							着手前	着手前	着手前	着手前		着手前
			34・記載内容(作業手順等)と現場施工方法が一致している。	／	／	／	／	／	／	／		／
□	□	□		□	□	□	□					
				施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時			
35・記載内容(作業手順等)と現場施工体制が一致している。	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／		
	□	□	□	□	□	□	□					
				施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時			
36・記載内容が、設計図書の内容及び現場条件を反映している。	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／		
	□	□	□	□	□	□	□					
				着手前	着手前	着手前	着手前	着手前	着手前			
○施工管理・工事材料管理	37・工事材料等の使用及び調達計画が十分になされ、管理されている。	／	／	／	／	／	／	／	／	／		
		□	□	□	□	□	□	□				
				施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時			
・出来形、品質管理	38・品質確保のための対策が見られる。	／	／	／	／	／	／	／	／	／		
		□	□	□	□	□	□	□				
				施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時			
39・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／		
	□	□	□	□	□	□	□					
				施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時			
・イメージアップ	40・現場でのイメージアップを積極的に取り組んでいる。	／	／	／	／	／	／	／	／	／		
		□	□	□	□	□	□	□				
				施工時	施工時	施工時	施工時	施工時	施工時			

チェック欄には、書類・写真等での確認もしくは現場確認により、その内容が適切であれば口欄に「し」を記入する。適切でなければ、備考欄に指示事項や是正内容を記入する。(平成30年4月1日適用)

審査項目	種別	確認項目	チェックリスト一覧表	チェック欄						備考 (指示事項及びその是正状況等)	
				着手前	施工中						完成時
2 施工状況	I 施工管理	○中間検査及び段階確認の調整	41. 中間検査及び段階確認の手続きが事前になされている。	／	／	／	／	／	／	／	余裕期間制度試行工事では契約締結日の翌日から原則として90日以内に施工
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		42. 中間検査、段階確認の時期が適切である。	／	／	／	／	／	／	／		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		43. 契約締結後の30日以内に、施工した。	／	／	／	／	／	／	／		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	○建設副産物及び建設廃棄物	45. 受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し提示した。	／	／	／	／	／	／	／		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		46. 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。	／	／	／	／	／	／	／		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		47. 工事全体で、使用機械・車両等で低騒音、排ガス対策機械を使用している。	／	／	／	／	／	／	／		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	II 工程管理	48. 工程のフォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。	／	／	／	／	／	／	／		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		49. 現場設計内容の変更への対応が積極的に処理が早く、また、地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。	／	／	／	／	／	／	／		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		50. 休日の確保を行っている。	／	／	／	／	／	／	／		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	III 安全活動	51. 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動した記録が整備されている。(同一現場で複数の業者が作業する場合に設置される)	／	／	／	／	／	／	／		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		52. 店社パトロールを1回/月実施し、記録が整備されている。	／	／	／	／	／	／	／		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		53. 安全教育・訓練等を4時間/月以上適時、的確に実施した記録が整備されている。	／	／	／	／	／	／	／		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		54. 安全パトロール、巡視、安全ミーティング(KYK)等を実施し、記録が整備されている。	／	／	／	／	／	／	／		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		55. 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。	／	／	／	／	／	／	／		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		56. 過積載防止に積極的に取り組んでいる。	／	／	／	／	／	／	／		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		57. 使用機械(港湾工事の場合は使用船舶)、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。	／	／	／	／	／	／	／		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
58. 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置等がなされている。	／	／	／	／	／	／	／				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
59. 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。	／	／	／	／	／	／	／				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
60. 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。	／	／	／	／	／	／	／				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
61. 工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。	／	／	／	／	／	／	／				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
62. 各種安全パトロールでの指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。	／	／	／	／	／	／	／				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	IV 対外関係	○関係機関等	63. 工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整を行い、トラブルの発生がない。	／	／	／	／	／	／		
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		64. 工事施工にあたり、地権者等との折衝及び調整を行った。また、地区住民等からの苦情等に対して的確に対応した。	／	／	／	／	／	／	／		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		65. 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。	／	／	／	／	／	／	／		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

チェック欄には、書類・写真等での確認もしくは現場確認により、その内容が適切であれば口欄に「し」を記入する。適切でなければ、備考欄に指示事項又は正内容を記入する。(平成30年4月1日適用)

## 監督員段階確認及び検査員検査事項（農林工事）

	業 務 項 目	段 階 確 認		中間検査
		受注者の責任において行う確認及び報告書等	監督員 確認	検査員
総括事項	・現場発生品の処理状況の確認	○	◎	
	・丁張及び基準となる仮設、標識等の点検・確認。	○		
	・施工計画書の内容の確認		○	
	・施工計画書と現場との対比確認		○	
	・法線、構造物等の設置、位置の確認。	○	◎	
	・不可視部の確認	□	○	
	・重要な不可視部の確認又は検査		○	◎
	・材料の品質確認（ミルシート等）	○	◎	
	・極めて重要な工事材料の確認又は検査		□	○
	・指定仮設の確認又は検査		○	◎

**注意事項：**

- 1 本表の構成は総括事項、一般施工、各工種の順となっている。  
各工種に共通する事項については、総括事項及び一般施工で一括掲載しているため、必ず参照のうえ実施するものとする。
- 2 本表の監督員の確認とは、立会によるものとする。  
また、中間検査とは、検査室長、主管課長又は所長が命じた検査員によるものとする。  
確認等の主となる者は、項目の難易度等により、下の通りとする。  
○ ： 基本  
◎ ： 重要、大規模な場合  
□ ： 技術的に軽易な場合
- 3 段階確認の「受注者の責任において行う写真及び報告書等」が基本であっても、必要に応じて監督員の立会による確認を実施するものとする。  
本表と「検査の手引参考資料」を参照し「監督員段階確認及び検査員検査事項」を施工計画書に明示するものとする。



### 監督員段階確認及び検査員検査事項

一般施工	業 務 項 目	段 階 確 認		中間検査
		受注者の責任において行う確認及び報告書等	監督員 確認	検査員
土 工	・盛土、埋戻しにおける腐食土等有機物除去、段ぎり、伐開、除根等	○		
	・盛土、埋戻し材料、品質の確認。	○		
	・盛土、埋戻しの敷均し、転圧状況の確認。	○		
	・切土工での土質変化点の確認。		○	
	・切取り法面の安定等の確認。 (長大法面の安定等の確認)	○	◎	
	・床掘りの基準高等の確認。	○	◎	
	・残土処理場（指定）の着手前、完了後の確認。		○	
鉄筋工	・鉄筋及びその量、配置組立の確認又は検査。		○	◎
	・ガス圧接状況の確認。	○		
	・ガス圧接の形状寸法、強度の確認。	○	◎	
型枠 支保工	・型枠支保工の確認。	○		
	・基準高の確認。	○		
	・脱型及び支保工の適期の確認。	○		
コンク リート工	・コンクリート打設の状況の確認。	○		
	・暑中、寒中、水中コンクリート打設状況の確認。	○		
	・施工継目、養生の確認。	○		

- : 基本
- ◎ : 重要、大規模な場合
- : 技術的に軽易な場合

### 監督員段階確認及び検査員検査事項

	業 務 項 目	段 階 確 認		中間検査
		受注者の責任において行う確認及び報告書等	監督員 確認	検査員
基礎工	・ 直接基礎の土質、岩質の確認。	○	◎	
	・ 砕石、栗石基礎の締固め、厚さ、長さ、基準高の確認。	○		
	・ コンクリート基礎における寸法及び基準高確認。	□	○	
	・ 杭及び矢板材料の確認又は検査		○	◎
	・ 試験杭打ちの状況等の確認。		○	
	・ 杭及び矢板の打込み状況の確認	○		
	・ 杭及び矢板の打込み長さ、偏心及び基準高の確認又は検査		□	○
管水路 暗渠及び サイフォン	・ 直接基礎のとき土質及び基面清掃状況の確認	○		
	・ 基礎の基準高、基礎の確認。	○	◎	
	・ ジョイント間隔の確認。	○	◎	
	・ 管（暗）渠の基準高の確認。	○	◎	
	・ 材料の確認	○	◎	
石積（張） ブロック 積（張）	・ 裏込厚、水抜工の確認。	○		
	・ 積（張）石及びブロック材の品質確認。	○	◎	
擁 壁	・ 砕工等の間詰材の品質確認。	○		
	・ 裏込厚、水抜工の確認。	○		
堤体盛土	・ 盛土前の地盤状況の確認。		○	
	・ 湧水力所の措置状況の確認。		○	
	・ 試験結果の確認。	○	◎	
樋門 樋管 水門	・ 寸法、据付基準高の確認又は検査		○	◎
	・ 樋門、樋管、水門の材料確認又は検査		○	◎

- : 基本  
◎ : 重要、大規模な場合  
□ : 技術的に軽易な場合

### 監督員段階確認及び検査員検査事項

	業 務 項 目	段 階 確 認		中間検査
		受注者の責任において行う確認及び報告書等	監督員 確認	検査員
路 体 路 床 (安定処 理工、 置換工)	・ 盛土材、敷均し、転圧等の確認。	○		
	・ 路床材料及び転圧等の確認。	○		
	・ 基準高の確認。	○	◎	
	・ CBR等の確認。	○		
上層路盤 下層路盤	・ 路盤材の確認。	○		
	・ 敷均し、締固め状況の確認。	○		
	・ 基準高、仕上がり厚、幅等の確認又は検査。		○	◎
	・ 締固め度の確認。	○		
アスファ ルト 表 層 基 層	・ 路盤面清掃等の確認。	○		
	・ タックコート、プライムコート及び舗設状況の確認。	○		
	・ 切削補修の切削厚の確認。	○	◎	
	・ 基層の基準高、仕上り厚及び幅等の確認。		○	

- : 基本  
◎ : 重要、大規模な場合  
□ : 技術的に軽易な場合

### 監督員段階確認及び検査員検査事項

	業 務 項 目	段 階 確 認		中間検査
		受注者の責任において行う確認及び報告書等	監督員 確認	検査員
橋梁下部	・ 基準高の確認		○	
	・ 基礎地盤の確認又は検査		○	◎
	・ 井筒及びケーソン等の検査。			○
	・ 支間、径間及び脊位置等の確認又は検査		○	◎
橋梁上部 工一般	・ 高欄の据付確認。	○	◎	
	・ 沓及び伸縮装置の据付確認		○	
P C 橋	・ PCケーブルの配置組立等の確認又は検査		○	◎
	・ グラウト材料の配合及び強度の確認。	○		
	・ グラウト前後の状況確認。	○		
	・ 運搬、仮置及び架設状況の確認	○		
	・ 緊張状況の確認	□	○	
	・ プレキャスト桁（J I S桁）の工場検査。		□	○
鋼 橋	・ 原寸、鋼材の品質形状の確認又は検査。		○	◎
	・ 溶接、仮組立ての確認又は検査。		○	◎
	・ 高力ボルト等の締付けの確認		○	
	・ 運搬、仮置及び架設状況の確認	○		
塗 装  新設	・ 工場塗装膜厚の確認。	○	◎	
	・ 工場塗装、現場塗装の充缶、空き缶確認。	○		
	・ 工場での前処理状況確認。	○		
	・ 現場塗装の確認（中塗り）。		○	
塗装	・ 充缶、空き缶確認。	○		
	・ 下塗厚確認。中塗厚確認。		○	
塗替	・ ケレン確認。		○	

- : 基本
- ◎ : 重要、大規模な場合
- : 技術的に軽易な場合

### 監督員段階確認及び検査員検査事項

ほ場整備	業 務 項 目	段 階 確 認		中間検査
		受注者の責任において行う確認及び報告書等	監督員 確認	検査員
敷砂利	・ 厚さ、幅、基準高の確認。		○	
表土扱い 基盤整備	・ 厚さ、転圧の確認。	□	○	
	・ 均平度、基準高の確認。		○	
畦畔工	・ 高さ、幅の確認。	○		
客土工	・ 搬入台数の確認。		○	
	・ 厚さ、均平度、基準高の確認。		○	
暗渠排水	・ 材料の規格、品質検査。	○	◎	
	・ 布設深、疎水材厚さ、被覆材厚さの確認又は検査。		○	◎
	・ 間隔、基準高の確認。	○	◎	
小構造物	・ 型枠、鉄筋に関する確認。	□	○	
	・ 生コンクリートの品質確認。	○	◎	
	・ 二次製品の規格、品質確認。	○	◎	
	・ 不可視部（最小限）の確認。	□	○	

- : 基本
- ◎ : 重要、大規模な場合
- : 技術的に軽易な場合

### 監督員段階確認及び検査員検査事項

	業 務 項 目	段 階 確 認		中間検査
		受注者の責任において行う確認及び報告書等	監督員 確認	検査員
コンクリート 治山施設	・ 提体打継ぎ目の確認。	○		
	・ 基準高、幅、厚さ、長さの確認。		○	
谷止工 床固工 土留工				
筋工 伏工 柵工	・ 材料の確認。	○	◎	
	・ 基準高、長さの確認。	○	◎	
種子吹付工 (厚層基 材)	・ 地質状況の確認。	○	◎	
	・ 法面仕上げ、清掃の確認。	○		
	・ ラス張材の確認。	○		
	・ ラス張等の確認。		○	
	・ 散水養生の確認。	○		
モルタル 等吹付工 (特殊 モルタル)	・ 地質状況の確認。	○	◎	
	・ 法面仕上げ、清掃の確認。	○		
	・ モルタル等配合及び強度の確認	○		
	・ ラス張材料の確認	○		
	・ ラス張等の設置状況確認。		○	

- : 基本
- ◎ : 重要、大規模な場合
- : 技術的に軽易な場合

### 監督員段階確認及び検査員検査事項

森林整備	業 務 項 目	段 階 確 認		中間検査
		受注者の責任において行う確認及び報告書等	監督員 確認	検査員
地拵え	・ 施工面積、筋置幅等の確認	○		
植栽	・ 植栽間隔、本数、施工面積等の確認	○		
施肥	・ 施工面積、本数、施肥量等の確認。		○	
雪起し	・ 倒木率の確認	○		
	・ 施工面積、本数等の確認。		○	
本数調整伐除伐	・ 伐倒前の伐採木等の確認		○	
	・ 施工面積、本数、伐採率等の確認	○		
下刈り	・ 施工面積等の確認。		○	
枝落とし	・ 施工面積、本数、高さ等の確認。	○		
根踏割竹設置	・ 施工面積、本数等の確認。		○	
客土	・ 施工面積、本数、客土量等の確認。	○		
つる切	・ 施工面積等の確認。	○		
歩道新設・補修、刈払い	・ 施工延長、断面等の確認。	○		
階段切付工	・ 延長、基準高、断面等の確認。		○	
グライド防止枠等	・ 設置間隔、勾配、断面、木材径等の確認。	○		

- : 基本
- ◎ : 重要、大規模な場合
- : 技術的に軽易な場合

### 監督員段階確認及び検査員検査事項

	業 務 項 目	段 階 確 認		中間検査
		受注者の責任において行う確認及び報告書等	監督員 確認	検査員
ボーリング及び集水井	・掘進状況及び地質の確認。		○	
	・ボーリング深さの検尺。 (ボーリング及び井戸の深さの検尺)		○	
	・集水井ライナーの原寸と材料確認。	○	◎	
	・集水井基準高の確認。		○	
	・揚水量の確認。	○	◎	
	・ベントナイト最終処理状況等の確認。	○		
鉄線蛇籠 フトン籠 工	・床拵えの確認。	○		
	・基準高の確認。	○		
	・蛇籠及びフトン籠の品質確認。	○		
海岸工、 護岸工	・材料確認。(帆布、捨石等)		○	
	・床掘の確認。	○	◎	
	・帆布布設完了、捨石均し完了後数断面について断面の全容が分かる水中写真を撮影。	○		
	・捨石均し(荒均し、本均し)の確認又は検査。		○	◎
	・異形ブロックの製作完了確認又は検査。		□	○

- : 基本
- ◎ : 重要、大規模な場合
- : 技術的に軽易な場合



### 監督員段階確認及び検査員検査事項

	業 務 項 目	段 階 確 認		中間検査
		受注者の責任において行う確認及び報告書等	監督員 確認	検査員
トンネル	・地質の状態の確認。		○	
	・岩質、火薬量の確認。		○	
	・コンクリート打設前の覆工厚の確認。		○	
	・支保工材料の確認。	○	◎	
	・支保矢板等の確認。	○	◎	
	・支保工の確認。	○	◎	
	・支保工の原寸確認。	○	◎	
	・鉄筋等その量、配置組立の確認又は検査。		○	◎
	・コンクリートの配合及び品質確認。	○	◎	
	・ロックボルト材料の確認。	○	◎	
	・ロックボルトの確認。	○	◎	
	・グラウト材、配合及び注入量等の確認。		○	
	・グラウト配管及び清掃状況の確認。	○		
	・グラウト作業中止に係る状況確認、		○	
	・覆工コンクリート及びインバートコンクリート打設前の厚さ確認。		○	
	・切羽状況の報告。	○		
	・掘削断面の報告。	○		
	・支保工の報告。	○		
	・断面の計測結果。	○	◎	
	・吹付けコンクリートの厚さ等確認。	○	◎	
・インバートコンクリートの厚さ等確認。	○	◎		
・セントルの確認。		○		
・湧水状況の確認。		○		
・地質急変時の地質確認。		○		

- : 基本
- ◎ : 重要、大規模な場合
- : 技術的に軽易な場合

### 監督員段階確認及び検査員検査事項

業 務 項 目	段 階 確 認		中間検査
	受注者の責任において行う確認及び報告書等	監督員 確認	検査員
トンネル (NATM)	・吹付コンクリートの配合及び強度の確認	○	
	・移動式型枠の仮組立検査。(工場検査)		○
	・地質急変時の地質確認。(支保パターンの変更を伴う場合及び補助工法が必要な場合)	○	
	・吹付コンクリート打設前の鋼支保工の確認。	○	◎
	・吹付コンクリートの出来形の確認。	○	◎
	・ロックボルトの確認。	○	◎
	・計測A及び計測Bによるトンネル安全性の確認。 (覆工コンクリート打設前に行うこと)	○	◎
	・鋼支保工、吹付コンクリート、ロックボルト等の支保工完了の検査。		○
	・防水工の確認。	○	◎
アンカー 工	・削孔長の確認。	○	
	・削孔位置の確認。	○	
	・削孔方向の確認。	○	
補強土壁 工	・盛土材、敷均し、転圧等の確認。	○	
	・基準高、仕上がり厚、幅等の確認又は検査。		◎
	・締固め度の確認。	○	
	・試験結果の確認。	○	◎

- : 基本
- ◎ : 重要、大規模な場合
- : 技術的に軽易な場合

## 工 事 打 合 簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 監督員名 _____ <input type="checkbox"/> 受注者 会社名 _____ 現場代理人名 _____	発議 年月日	_____ 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示書：下記事項について指示します。 <input type="checkbox"/> 協議書：下記事項について協議します。 <input type="checkbox"/> 承諾書：下記事項について承諾します。 <input type="checkbox"/> その他：( _____ )		
工 事 名			
場 所			
工 種 名	内 容		

(留意事項)

- ・添付図等がある場合は、内容欄下に記載する。
- ・発議事項のその他については、工事の施工について立会いを必要とする場合や、届出、報告、通知、提出を行う場合とする。

--

富山県知事 殿 年 月 日

所 属 監督員 印

## 確認報告書（第 回）

下記工事について、別添資料のとおり確認したので報告します。

工事番号			
工事名			
工事場所	地 内		
設計金額 (請負対象額)	請代金	負額	円
工 期	から まで		
受注者			
立会者	監督側		
確認年月日			
確 認 内 訳			

現場事故報告書

年 月 日

富山県知事

殿

受注者住所  
氏名

現場事故の報告について

この度、下記の現場で事故が発生しましたので報告します。

記

1 工事名 工事

市 町

2 工事場所 地内

郡 村

3 事故概要

(1)発生日時 年 月 日( )  
午前 時 分ごろ

(2)発生場所 地内

市 町  
郡 村

(3)被災者 男 ・ 女( 歳)  
工事関係者の場合 元請 ・ 下請

(4)事故発生状況及び発生原因等

①どのような場所で、②どのような作業をしているときに、③どのような物又は環境で、  
④どのような不完全な状態があって、⑤どのようにして事故が発生し、⑥どの程度のケガ又は被害であるかを記入すること。

※関連資料として平面図等を添付すること。

※関連資料を除き2枚以内に簡潔にまとめること。(より詳細に報告する必要がある場合は、別様とすること。)